

「動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の改正案」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

・・・特に各組織からのパブリックコメント提出について・・・

環境省より1月30日付けで「動物の愛護および管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本的な指針」と略す）の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント：パブコメ）について」が発信されました。

<https://www.env.go.jp/press/107659.html>

パブコメの提出締め切りは2月28日です。環境省のHPの右側の帯欄のうちに、「申請・届出・公募」という欄がありますが、この中にパブコメがあります。これをクリックすると意見募集案件という項目が出てきますので、これをクリックすると環境保全その他としてアクセスできます。提出締め切り期限が迫っておりますので、至急、以下につきご検討ください。

この基本的な指針の改正案は、昨年の動物愛護管理法改定の際に付則に検討事項として付加された条項に基づいて提示されたもので、3月25日に予定されている中央環境審議会動物愛護部会で審議されます。動物実験関係はこのうち、「第2 今後の施策展開の方向のうち、(6) 実験動物の適正な取り扱いの推進」に述べられております。

背景としては、動物実験に反対する政治勢力が動物愛護管理法第41条の規定である「動物の科学的・産業的利用については、科学的目的に沿ってできるかぎり3Rs原則を守るように定めた規定」、及び動物愛護管理法第10条「動物取扱業についての科学的利用についての除外規定」を改訂することを目標として激しい政治運動を行って、一部に同調する議員がいて活発に動いていることがあります。(6)②イで述べていることは「実験動物を取り扱う者等・・・動物取扱業者に追加すること」の検討をはじめ、多くの問題を孕んでいます。これまでの経緯では、ほとんど科学関係者からの意見を徴することなく改定案を作り、審議に入ることも試みられたこともあり、政治的な動きに憂慮があります。少なくとも、実験動物に関連する学協会を含み、広く意見を徴することが必要である旨の意見を表明することが必要です。

パブコメの内容につきまして、NPO法人動物実験関係者連絡協議会（動連協）理事会で議論を重ね、その結果、以下の内容を記してパブコメを提出することで合意しました。それぞれの組織の会員に向けては、すでに第一弾として、会員個人ごとにパブコメを提出することのお願いが配信されております。

そこで、第二弾として、個人名ではなく、各組織名にてパブコメを提出して戴きたいとするお願いのメールです。以下に示す意見内容と理由を参考にするなどして、各組織名でパブコメを提出して戴きたく、ご協力のほど宜しく申し上げます。

・・・パブコメ記述内容の参考例・・・

意見内容：

1) 改正動物愛護管理基本指針（素案）（6）実験動物の適正な取り扱いの推進、2. 講ずべき施策、イ. のうち、8 行目、「関係省庁と連携し」を「関係省庁および日本学術会議、関係学協会等の学術団体、実験動物関係団体と連携し」に変更し、関係者の意見を広く徴すべきである。

2) 同 10 行目、「現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。」については、「現行の機関管理体制（自主管理体制）を推進することを踏まえて、必要な検討を行うこと。」に変更し、今後も機関管理体制を推進すべきである。

理由：

（1）科学的目的で動物実験を行う場合について検討を行う場合には、実験動物と動物実験に関連する専門家組織である学術会議、学協会関係者、大学や研究所等の研究機関の代表者、実験動物生産業者等の意見を徴すべきである。

（2）日本においては、動物実験の倫理原則である 3 R を実践するために、動物愛護管理法、実験動物飼養保管等基準と各省による基本指針、学術会議の動物実験ガイドラインによる規制の枠組みの下に、各研究機関での動物実験は機関管理（機関ごとに機関内規定の作成・委員会設置）を推進して、大きな問題なく運用されてきた。さらに外部検証のための人材養成も 100 人規模で組織的に進められている。動物実験の倫理原則である 3 R を実践するために、動物愛護管理法、実験動物飼養保管等基準及び各省による基本指針、日本学術会議の動物実験ガイドラインによる規制の枠組みの下に、各研究機関での動物実験は機関管理（機関ごとに機関内規定の作成・委員会設置）を推進している。このことから、第 41 条の規定は改正せずに、今後も維持・推進すべきである。

（3）改正案の中で、動物を取り扱う者を動物取扱業に登録することを検討するとする記述があるが、登録に際して行われる実験動物の飼養施設の管理に関する専門性の非常に高い領域に対する判断は、実験動物の知識・技術・経験を有する専門家により可能で、その他の者による判断は困難である。このことから、動愛法第 10 条の科学的利用についての除外規定は維持すべきである。